

# 第15回独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会

## 議事次第

日 時：令和5年2月28日（火）10時00分

場 所：独立行政法人農林漁業信用基金大会議室

東京都港区愛宕2-5-1

愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

### 開 会

- ・ 挨拶
- ・ 議事録署名人の指名

### 議 事

#### （1）審議事項

- ① 第5期中期計画（案）について
- ② 令和5年度年度計画（案）について

#### （2）報告事項

- ① 第5期中期目標（案）の概要について
- ② 漁業信用保険料率算定委員会の結果について
- ③ 漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について

#### （3）情報提供事項

委員からの情報提供

#### （4）その他

### 閉 会

独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会  
委員名簿

(令和4年9月1日現在)

(出資者) 独立行政法人農林漁業信用基金法第11条の4第1項第1号に規定する委員

かわ た じゅん じ  
川 田 淳 次 農林中央金庫 常務執行役員

さ じ ひさ のり  
佐 治 仙 教 全国漁業信用基金協会 監事

さわ みず きよ あき  
沢 水 清 明 長崎県漁業信用基金協会 専務理事

た なか てつ や  
○田 中 哲 哉 全国遠洋沖合漁業信用基金協会 理事長

まさ き つよし  
正 木 毅 宮城県漁業信用基金協会 理事長

(学識経験者) 独立行政法人農林漁業信用基金法第11条の4第1項第2号に規定する委員

いち かわ たかし  
市 川 崇 (一社) 全国信用金庫協会 常務理事

い とう のぶ たか  
伊 藤 信 孝 苫小牧漁業協同組合 代表理事組合長

ふか がわ ひで ほ  
深 川 英 穂 深川水産(株) 代表取締役

やま した はる こ  
◎山 下 東 子 大東文化大学経済学部 教授

よし だ ゆう じ  
吉 田 雄 二 (株) 漁福 代表取締役

(敬称略 区分別 五十音順)

注) ◎は委員長、○は委員長代理。

第15回独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会

資料目録

- 資料1 第5期中期計画（案）及び令和5年度年度計画（案）の作成について
- 資料1-1 第5期中期計画（案）
- 資料1-2 令和5年度年度計画（案）
- 資料1-3 第5期中期目標（案）、第5期中期計画（案）及び令和5年度年度計画（案）
- 資料2-1 漁業信用保険料率算定委員会の結果について
- 資料2-2 漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について
- 参考資料1 漁業信用保険業務運営委員会運営規程
- 参考資料2 漁業信用保険業務運営委員会運営細則
- 参考資料3 第4期中期目標、第4期中期計画及び令和4年度年度計画

## ポイント

(漁業信用保険料率算定委員会の結果について)

## 1. 保険料率の検証

令和5年度の保険料率については、据え置き。

## 2. 次期中期目標期間以降の点検等に関する考え方

(1) 令和5年度は保険料率を据え置くこととするものの、次期中期目標期間以降の検証にあたっては、

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、

- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要。

(2) 上記の考え方に基づき、次期中期目標期間において、

- ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討。

- ② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかに  
ついて検討。

## 漁業信用保険料率に係る令和4年度の点検等について

### 1 趣旨

第4期中期目標において、漁業信用保険料率については、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされている。

このため、本年度も漁業信用保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施する。

【参考】第4期中期目標（抜粋）

第3-3-(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定

ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

### 2 保険料率の設定の考え方

#### (1) 保険料率設定の基本的な考え方（理論値）

保険においては、収支相等の原則に基づき、保険集団ごとに、保険料収入や回収金収入で保険金を支出することが基本であり、理論値保険料率は以下の式により算出している。

理論値保険料率 = ( 事故率 × ( 1 - 回収率 ) ) / 残高率

※1 事故率：保険引受年度以降の経過年度ごとの直近10か年の代位弁済額及び弁済額の各累計額による平均事故率

※2 回収率：保険金支払年度以降の経過年度ごとの回収率の10か年累計回収率

※3 残高率：直近10か年の引受けに係る実残高率の平均値

#### (2) 現行保険料率設定の考え方

① 漁業信用保険業務においては、国において、漁業者の経営状況をかんがみ、漁業者の負担が過度に大きくなるないように、政策的に保険料率を軽減するよう制度設計を行っている。

具体的には、収支均衡に向けた保険料率に基づき算出される保険料収入に対し、漁業者の負担軽減の観点から設定された保険料率に基づく保険料収入が下回る差額分について国から漁業信用保険事業交付金が交付されることによって、信用基金の収支が償われることとなっている。

② このことから、保険料収入、回収金収入及び保険金支出の3つの要素のほかに、交付金による収入も含めて、中長期的に業務収支が均衡することを基本的な考えとしており、設定される保険料率は理論値より一定程度低い水準のものとなっている。

### 3 保険料率の点検

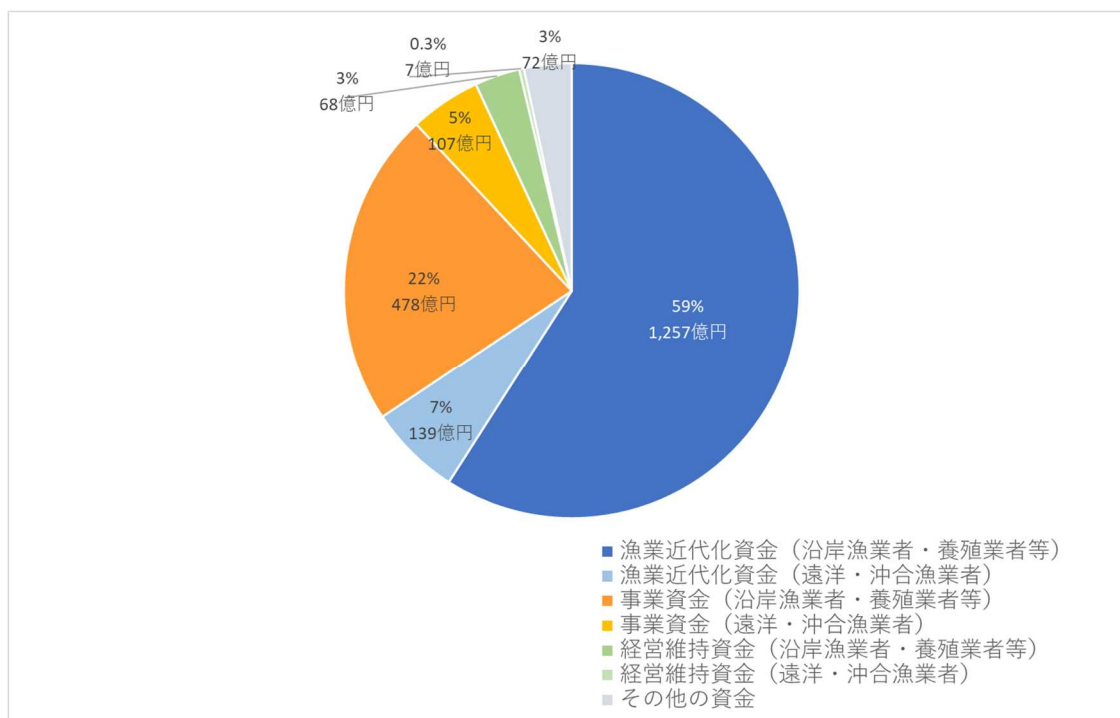
#### (1) 理論値保険料率と設定保険料率の比較の観点

##### ① 保険引受残高の構成

各資金等種類の令和3年度末現在の保険価額残高に占める割合（金額ベース）を見ると、①沿岸漁業者や養殖業者向けの近代化資金が59%で最多で、以下、②沿岸漁業者や養殖業者向けの事業資金が22%、③遠洋・沖合漁業者向けの近代化資金7%、④遠洋・沖合漁業者向けの事業資金5%、⑤沿岸漁業者や養殖業者向けの経営維持資金\*が3%、となっており、これら5つの資金種類で全体の約97%を占めている（図1）。これらの主要な資金について令和4年度理論値保険料率を算出し、設定保険料率と比較することとする。

\*：一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金及び事業資金のうち旧債整理資金

図1 保険引受残高の構成比率（令和3年度末時点）



なお、残り3%の「その他の資金」であるが、この内訳は表1のとおりである。

表1 「その他の資金」の内訳（単位：百万円）

金融公庫資金	31	0.4%
公害防止資金及び災害資金	0	0%
生活資金	5,608	78.0%
漁協等保証債務	98	1.4%
漁業経営改善促進資金	1,451	20.2%
計	7,189	100.0%

## ② 理論値保険料率と設定保険料率の比較

理論値保険料率と設定保険料率との比較は、表2のとおり。

表2 理論値保険料率と設定保険料率との比較（単位：％）

資金種類	中小漁業者等区分	設定 保険料率 (A)	理論値 保険料率 (B)	設定保険料率 と理論値保険 料率の差
			4年度	(B-A)
漁業近代化資金	20トン以上の者	0.30	—	—
	その他の者	0.22	0.14	▲0.08
事業資金	20トン以上の者	1.05	1.53	0.48
	その他の者	0.77	1.45	0.68
経営維持資金	20トン以上の者	1.20	—	—
	その他の者	1.20	2.28	1.08

(注)「経営維持資金」は、従来の一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金及び事業資金のうち旧債整理資金を今年度より再編した資金であり、設定保険料率の適用は令和5年4月からとなっている。

### 4 令和4年度の保険料率水準の点検結果

(1) 令和4年度理論値保険料率は、その他の者（沿岸漁業者・養殖業者向け）の近代化資金で設定保険料率を下回り、事業資金及び経営維持資金で設定保険料率を上回る結果となった。

なお、

① 20トン以上（遠洋・沖合漁業者向け）の近代化資金については、理論値保険料率算定期間内の保険事故がなかったこと、

② 20トン以上の経営維持資金については、再編前の資金のうち理論値保険料率算定期間内の保険引受がない資金があり「残高率」が算出できなかったこと

から、4年度の理論値保険料率は算出されなかった。

(2) このうち、

① 近代化資金については、

20トン未満、20トン以上ともに理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている、

- ② 事業資金及び経営維持資金（借換緊急融資資金）については、理論値保険料率が継続的に設定保険料率を上回っている。

○近代化資金の直近10カ年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
20ト以上	0.30	0.20	0.26	0.32	0.31	0.26	0.05	0.04	0.05	0.02	-
その他	0.22	0.48	0.48	0.49	0.48	0.47	0.43	0.35	0.31	0.26	0.14

○事業資金の直近10カ年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
20ト以上	1.05	3.29	2.78	3.08	3.06	2.87	2.29	1.69	2.07	1.49	1.53
その他	0.77	2.39	2.19	2.18	2.39	2.27	2.87	2.47	2.82	1.99	1.45

○借替緊急融資資金の平成25年度から令和3年度までの理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
20ト以上	1.20	1.82	1.73	3.06	3.09	2.85	1.96	2.02	2.20	2.21
その他	1.20	3.70	3.26	3.39	2.97	2.77	2.57	2.12	2.02	2.05

(3) このように理論値保険料率からは、保険料率の引上げや引下げについて検討対象となり得るとも考えられるが、しかしながら、

- ① 資金全体として、漁業信用保険業務の収支は、近年安定していることから、収支を均衡させるために直ちに保険料率を引き上げなければならない状況にはないと考えられる。

○直近10カ年における漁業信用保険業務の保険収支（単位：百万円）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
保険料	1,041	1,014	956	905	834	767	705	678	692	660
回収金	715	942	979	654	684	772	683	600	656	562
交付金	425	345	345	345	345	345	345	345	172	172
収入計	2,181	2,301	2,280	1,903	1,862	1,883	1,732	1,622	1,520	1,394
保険金	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679
支出計	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679
保険収支	331	662	470	△23	△992	520	584	286	828	716

- ② 他方、令和3年度においても2年度に引き続き、公庫セーフティネット資金を始めとするコロナ対策資金の融通や既往引受の条件変更等により資金繰りが改善された



ことにより、保険事故が過去最少レベルとなっている（参考資料参照）ものの、経営を巡る状況が特に好転している訳ではなく、これら資金の据置期間が終了した後は、資金繰りの悪化も懸念され、もうしばらく今後の推移を見守ることが適当と考えられ、直ちに保険料率が引き下げられる状況にもない。

- ③ また、昨年度に経営維持資金の資金区分を見直したことにより、従来の事業資金のうち旧債整理資金については、令和5年4月より適用される設定保険料率が従来の料率（20トン以上：1.05%、その他：0.77%）から引き上げられる（1.2%）こととなり、新たな料率の適用前にさらに料率を見直すことは協会に混乱を与えることから、制度運営の安定性を図る必要がある。

以上を総合的に勘案すると、今年度においては、全資金において設定保険料率は据え置くことが適当と考えられる。

## 5 次期中期目標期間以降の保険料率の点検等に関する考え方

- (1) 以上の検証結果から、今年度は設定保険料率の見直しは行わないこととするものの、
- ① 近代化資金については、全体の保証保険残高に占める近代化資金の割合は66%と最も高く、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていることを考慮し、次期中期目標期間においては、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討を行うこととしたい。
- ② また、事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、次期中期目標期間中に、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのか、また協会として許容できるのかについて検討を行うこととする。
- (2) なお、20トン以上の近代化資金及び経営維持資金については、それぞれ理由は異なるものの、理論値保険料率が算出されなかったことを踏まえ、来年度以降、これら資金の理論値保険料率のあり方について資金毎に検討することが必要であると考えられる。
- (3) 保険料率の設定の基本的な考え方は、2（1）及び（2）のとおりであるが、保険料率の見直しにあたっては、国の制度設計を踏まえ、
- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、

- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、

- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要があるものと考えられる。

(参考資料)

## ○ 令和3年度における保険引受け及び保険金支払い等の状況

表1 令和2年度及び3年度引受のうちコロナ引受(単位:百万円)

区分	30年度	元年度	2年度		3年度		増減額 (B-A)
			(A)	うち コロナ引受	(B)	うち コロナ引受	
漁業近代化資金	33,669	32,236	36,606	8,852	38,821	3,988	2,215
漁業経営改善促進資金	1,589	1,609	1,451	-	1,451	0	0
借替緊急融資資金	194	260	775	645	604	322	▲172
生活資金	681	401	446	-	445	0	▲1
事業資金	40,664	39,618	53,815	27,336	27,823	2,229	▲25,992
漁協等保証債務	0	1	0	-	0	0	0
合計	76,797	74,124	93,093	36,833	69,144	6,539	▲23,950

表2 事業資金の運転資金に係る保険期間別保険引受状況(単位:百万円)

保険期間	30年度引受		R1年度引受		R2年度引受				R3年度引受		うちコロナ対応資金		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	うちコロナ対応資金		金額	構成比	うちコロナ対応資金		対前年度比
							金額	構成比			金額	構成比	
1年以下	31,577	94.1%	31,901	92.0%	34,270	69.6%	16,757	61.3%	21,252	85.7%	782	35.3%	4.7%
1年超3年以下	1,518	4.5%	1,968	5.7%	2,531	5.1%	1,768	6.5%	1,209	4.9%	427	19.3%	24.1%
3年超	457	1.4%	790	2.3%	12,449	25.3%	8,810	32.2%	2,338	9.4%	1,005	45.4%	11.4%
計	33,552	100.0%	34,659	100.0%	49,250	100.0%	27,336	100.0%	24,799	100.0%	2,213	100.0%	8.1%

表3 既往引受に係る条件変更の状況(単位:件)

	30年度	元年度	2年度	3年度
変更通知書処理件数	1,537	1,630	2,180	1,780

注:変更通知書は、貸付条件の変更があった場合に、基金協会がその内容を信用基金に通知するもの。  
変更日の属する月の翌月20日までに通知する。

表4 公庫のセーフティネット資金貸付状況(単位:百万円)

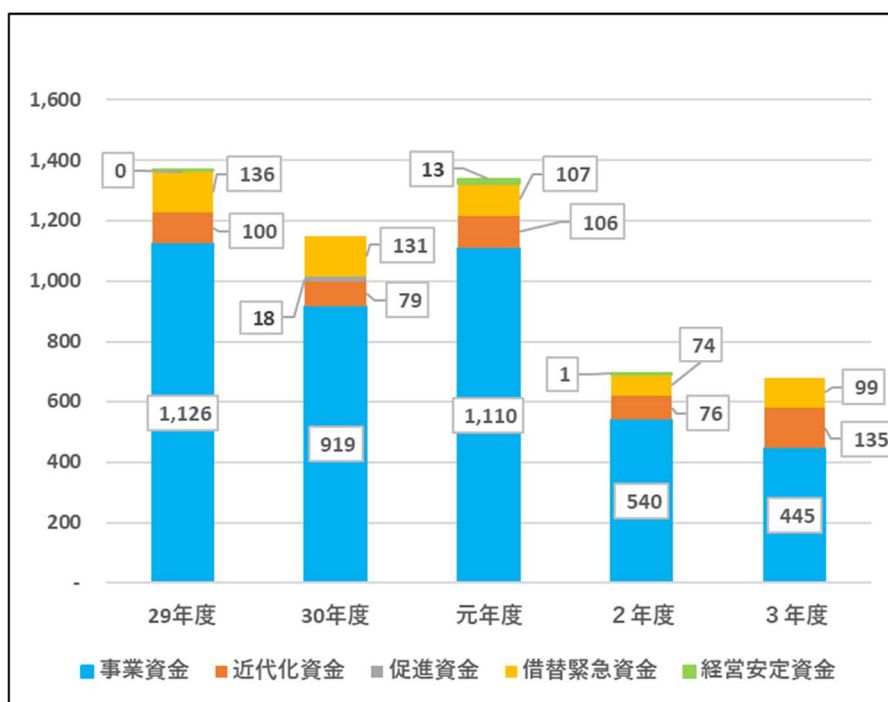
	30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
漁業計	1,012	4,689	463.3%	83,817	1787.5%	11,789	14.1%
うち社会的経済的環境変化	946	4,599	486.2%	82,686	1797.9%	11,687	14.1%

図1 JFマリンバンクのコロナ関連融資



(出典) 農林中央金庫決算概要説明資料

図2 保険金支払の推移 (単位: 百万円)



## ポイント

(漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果)

## 1 部分保証、ペナルティー方式についての検証

・中期目標で掲げられた、これら保険事故率低減に向けた取組については、一定の効果は認められるものの、

① 部分保証については対象資金が限られ、効果が限定的、

② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわず  
かであり有効性が限定的、

③ 部分保証、ペナルティー方式ともに、協会が個別に取  
組を拡大して行くには限界  
といった課題。

## 2 期中管理の向上に向けた取組

・保険事故率低減のために、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要から、  
「運転資金の適正な引受規模の考え方」、「期中管理の考  
え方」及び「行動指針」を協会に提示し、令和4年4月か  
ら取組を開始。

・アンケート調査及び勉強会によって、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを確認。

・今後は、

① 融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう

共通ルールの確立を目指して検討するとともに、

- ② 期中管理の取組みに態勢を割くことができるよう、不要な事務の廃止や負担軽減について検討。

### 3 既往保証案件の期中管理

- ・ 令和4年度下期から信用基金として、大口保険引受事前協議対象案件について、条件変更金額等の把握、延滞発生案件の早期把握を行い、現状や方針の確認等による管理を実施。
- ・ 次期中期計画期間における協会等の期中管理の充実・強化に向けて、新システム構築により実施可能な手法について検討し、令和4年度中に結論。

### 4 求償権回収協議に係る事務処理等の見直し

- ・ 求償権回収協議について、令和4年度は対象先を絞り、協議を簡素化。  
その効果の検証を行った結果、回収額への影響はなく、むしろ協会には評価する意見もあることを確認。
- ・ このため、令和5年度についても、引き続き対象協회를絞って実施。
- ・ また、9月末時点での回収進捗状況に係る協議は、回収促進の効果が乏しいことから、令和5年度から省略。

## 令和4年度漁業信用保険業務運営の検証について

### 1 趣旨

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の第4期中期目標において、「保険事故率の低減に向けた取組」として、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の導入効果を毎年度検証するとともに必要に応じて方策を拡充することとされている。
- (2) これらの効果の検証と将来の在り方については、昨年度までの漁業信用保険業務運営の検証委員会において一定の結論を得たところである。現中期目標期間最終年度である本年度は、引き続きこれまで同様、部分保証等の導入効果について検証を行うとともに、次期中期目標期間において重要と考えられる期中管理の向上に向けた取組について検討を行うものである。

(参考) 第4期中期目標 第3-3 漁業信用保険業務 (項目のみ抜粋)

- (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定
- (2) 保険事故率の低減に向けた取組
- (3) 求償権の管理・回収の取組
- (4) 利用者のニーズの反映等
- (5) 事務処理の適正化及び迅速化

### 2 保険事故率の低減に向けた取組

#### 1. 部分保証やペナルティー方式についての検証

- ① 負債整理資金は総じて事故率が高く、信用基金の保険収支の悪化要因の一つであったことから、主務省からの通知に沿って保険事故率の低減に向けた取組として、部分保証（※1）やペナルティー方式（※2）が導入され、信用基金が中期目標に沿って毎年度その効果の検証を行ってきたところである。

〔 ※1 部分保証：保証の範囲を借入金の元本に100分の80を乗じた額とするもの  
※2 ペナルティー方式：代位弁済や求償権償却時に一定額を金融機関が負担するもの 〕

- ② 部分保証やペナルティー方式の対象となる資金（※3）の令和3年度引受額を見ると、部分保証の対象となる資金は引受がなく、ペナルティー方式のうち特別出資の対象となる資金は604百万円であった。また、基金協会の特別準備金の対象となる事業に係る資金の引受けも実績はなかった。

〔 ※3 部分保証：経営安定資金 ペナルティー方式（特別出資）：一般緊急融資資金、借替緊急融資資金  
ペナルティー方式（特別準備金制度）：対象となる資金や実施状況が基金協会により大きく異なる。 〕

負債整理資金自体の引受けが近年大きく減少しており、令和3年度引受額(764百万円)が全資金の引受額(69,144百万円)に占める割合は1.10%となっている。

- ③ 部分保証を導入した資金について、保険引受案件に係る事故率を制度導入前後の同期間で比較してみると、制度導入後の事故率は制度導入前の事故率と比べて低くなっており、制度導入により保険事故の発生の抑制が図られている(表1)と考えられるが、②に記載したとおり、引受けが少なく、経営安定資金のみと対象資金が限定的なため、現状では金融機関との十分なりリスク分担にはなっていないと考えられる。

また、ペナルティー出資は、基金協会への特別出資が保証引受額の1割と金融機関の負担がわずかであり事故率低減への効果も限定的と考えられる。

表1 事故率の比較

(単位：千円)

平成8年度～平成19年度引受案件			平成20年度～令和3年度引受案件			事故率 減少幅
弁済額 (A)	代弁額 (B)	事故率 (C)	弁済額 (D)	代弁額 (E)	事故率 (F)	(C)-(F)
13,587,007	2,633,555	16.24%	843,803	118,660	12.33%	3.91

※ 事故率は、代位弁済額÷(弁済額+代位弁済額)により算出したものである(震災の影響(保証保険資金等緊急支援事業の対象案件)を除く)。なお、特別出資制度については昭和57年度から実施されていること、特別準備金制度の資金対象は農業信用保険業務と異なり、国の補助事業で規定されており、その対象資金は基金協会によって大きく異なることから、制度の導入前後で効果を検証するには馴染まないと考えられる。

- ④ 部分保証やペナルティー方式については、上述のように一定の効果があるものと認められるが、昨年の当委員会で検証したとおり様々な課題があり、また、「部分保証、ペナルティー方式について、協会が個別に取組みを拡大していくには限界がある」と考えられ、取組の拡大のためには主務省からの指導が必要である。

## 2. 期中管理の向上に向けた取組

### (1) 目的・趣旨

- ① 1にあげた検証のとおり、信用基金では、保険事故率の低減に向けて、部分保証の導入効果等の検証に取り組んできたが、部分保証やペナルティー方式の導入は一定の効果があるものと認められるものの、次のような課題がある。
- ア 部分保証については対象資金が限られており、効果が限定的。
  - イ ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性が限定的。
  - ウ いずれも基金協会が個別に取組を拡大していくには限界がある。
- ② こうした中、保険事故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考え、事件事例の分析を通じて運転



資金の融資審査と期中管理に着目し、「運転資金の適正な引受規模の考え方」、「期中管理の考え方」及び「行動指針」を漁業信用基金協会へ提示し、令和4年4月から取組を開始したところである。

今後、この取組を更に向上させ事故率の低減を目指していくために、上記考え方等の浸透状況や期中管理等の取組状況、課題等を把握する必要があることから、各協会に対して、令和4年7月から10月にかけてアンケート調査及び勉強会を実施した。

今年度は、上記の結果を報告するとともに今後の対応について検討する。

## (2) アンケート調査及び勉強会の結果概要

① 期中管理の考え方等については、「融資機関・協会内で考え方を共有した」という回答が多く、一定の理解が得られているとともに、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることが確認できた（表2）。

行動指針等の活用状況では、これまで「基準等整理されていなかった」基金協会・支所や運転資金の需要が少ない基金協会・支所において、今後、行動指針等を参考としていくという回答が多数見られた（表3）。

また、従前より信用基金の考え方と同等の取組がなされている協会等も一定程度存在し、信用基金が示した期中管理の取組に関して全体的に理解が進んでいることが確認できた。

表2 期中管理の考え方について

(協会・支所数)

融資機関と考え方を共有した	16
基金協会内で考え方を共有した(うち上記との重複を除く)	16 (11)
従来から適切に行っており、改めて行った事項はない	13
新たに考え方や基準を作成・整理した(内容や工夫していること、その他検討中の事項)	6

表3 「行動指針」等の活用状況

(協会・支所数)

従来から例示の内容に見合った取組を行っている	12
従来から(例示とは異なるが)独自で適切に行っており、改めて参考となった事項はない	3
期中管理について基準等整理されていなかったことから例示を参考活用する	28
期中管理について基準等整理していないが、今後も基準等を整理する予定はない	3

② また、地区（ブロック）によっては、信用基金が示した行動指針を元に地区内共通の規定化を検討しているところや地区勉強会で信用基金の考え方を元に期中管理のあり方について検討していくとしているところがあるなど、期中管理の取組について前向きな姿勢が確認された。

③ 一方で、以下のような課題が呈された協会・支所もあった。

ア 金融機関との関係について、概ね関係が良いところは引受・期中においても情報の把握・共有が行われているが、一方、信用事業の譲渡、広域合併によって、従来の融資機関と協会等との連携が希薄化し、それに伴う期中管理や回収における金融機関の対応に懸念が生じている。

イ 期中管理には人的コストを含め労力がかかるが、その時点で目に見える利益が発

生ずる訳ではなく、協会等の人員を勘案すると期中管理に多くの時間を割くことは難しい。

ウ 期中管理に取り組んだことによる成果が見えづらく、仮に延滞や代弁に至らないとしても、それが期中管理による成果として分析、評価することが難しい。

### (3) 今後の対応・方向性について

アンケート調査及び勉強会で得られた意見も踏まえ、今後、信用基金として考え方を示した期中管理をさらに推進するために必要な取組を検討する。

#### ① 当面の対応（令和4年度下期）

アンケート調査結果及び勉強会での意見交換の内容を整理し、各協会・支所へ共有する。

#### ② 中長期的な対応（次期中期計画（令和5年度以降））

ア 令和4年3月に信用基金から示した考え方について、引き続き関係機関に対して期中管理向上のための取組の継続を要請するとともに、融資機関も含めて期中管理<sup>(※)</sup>に積極的に関与するよう共通ルールの確立を目指して検討する。

※期中管理(例)…被保証人との定期的なコンタクトによる近況ヒアリング等を行い、信用状況に応じた情報収集（水揚状況、資金繰り、金融取引等）、必要に応じて経営改善に向けた経営指導等）を行う。

#### イ 既存業務の効率化、簡素化

協会等の人員態勢を踏まえ、期中管理の取組に態勢を割くことができるよう、信用基金が取扱要領等において基金協会に課している報告等について、新システムの活用も含め、様々な視点から業務の効率化に繋がるよう不要な事務の廃止や負担軽減について検討する。

## 3. 既往保証案件の期中管理について

(1) 令和3年度の当委員会において、期中管理の強化のための取組みについて、協会等関係機関に求めるだけでなく、信用基金でも独自に可能な取組みを検討することが必要ではないかとして、以下のことを提言した。

① 条件変更金額や代位弁済見込額の大きな案件（特に新型コロナ対応資金の償還開始に伴う条件変更案件）を中心に、経営存続の目星を付けることや経営状況を把握するという観点から、基金協会に追加書類を徴求したり、今後の経営動向を注視し、動きがあれば報告するよう求めること。

② 延滞発生案件を早期に把握し必要な措置を図るという観点から、現在設計中の新保証保険システムに1ヶ月でも延滞が発生すれば個別案件の抽出が可能となるような機能を組み込み、延滞発生から一定期間（3ヶ月など）を経過した案件を抽出し

基金協会に状況を確認・聴取し、経営状況に応じて回収財源の確保や経営改善など必要な措置を早期に基金協会・融資機関に求めること。

## (2) 令和4年度の取組

これを踏まえて、令和4年度には、現行システム下でも可能なものとして以下の取組を始めた。

- ① 従来、長期延滞案件（延滞発生後6ヶ月経過）について、「延滞債務発生通知書」の提出を求めてきたが、信用基金として、一定の条件の延滞債務者（保険金見込額3,000万円以上、継続代弁の可能性のある者）については、基金協会に対して延滞発生原因や今後の延滞解消見込みについて、口頭で詳細を確認し、必要に応じて具体的対応策や債権保全における留意点等を伝えることとした。

令和4年度（9月末時点）においては、長期延滞発生は25件（保証残高計940百万円）が新たに報告され、このうち、7件については、協会担当者に今後の具体的対応策の詳細確認や債権保全における留意点等について伝えた。

令和4年度報告分については、9月末時点では代位弁済には至っていない。

- ② 令和4年度下期から大口保険引受事前協議対象案件のうち、①条件緩和された案件（引受時申し送り事案）、②延滞案件（2～6ヶ月）について抽出のうえ、現状把握や方針確認等の管理を行っている。

## (3) 今後の取組

次期中期計画期間において、

協会等の期中管理の充実・強化に向けて、令和5年度期中から稼働予定となっている新システム構築により実施可能な手法について検討し、4年度中に結論を得ることとする。

## 4. 求償権回収協議に係る事務処理等の見直しについて

### (1) 経緯

漁業信用保険業務における求償権の回収については、その促進を目的として、毎年度信用基金と各協会との間で回収目標額の設定や回収の進捗状況について協議を行ってきた。

しかし、基金協会、信用基金ともに協議に対応するための労力負担が大きい一方、協議自体が実際の回収金額の増加に効果を生んでいるのかが明らかとは言えない中で、2年度までは全基金協会に対して協議を行い、多くの事務負担を負わせてきた。

これに対して、基金協会・信用基金の事務負担の軽減を目指して、求償権回収目標額の設定及び求償権回収進捗状況に係る協議について、

- ① 令和3年度は目標額設定に係る協議の合理化・簡素化の観点から、従来、現地協議を行っていたものを電話やWEBによる方式に切り替えるとともに、進捗状況の確認については4協会に絞り込んで実施した。
- ② さらに令和4年度は次のとおり見直した。

ア 求償権回収目標額の設定に係る協議

従来は、各協会から提出された回収見込額について信用基金と基金協会の間で協議を経て回収額の上乗せをして目標額を設定してきたが、今年度からは、各協会から書面で提出された回収見込額について、その妥当性を確認した上で年間目標額として設定するとともに、過去の平均回収額が高い上位3協会に対しては今年度の回収見込額の要因について個別協議、確認を行うこととした。

イ 求償権回収進捗状況に係る協議

従来は、各協会から提出された求償権回収進捗状況表を元に、明確な選定基準なく概ね10協会に対し回収状況の聴き取りを実施してきたが、今年度からは、回収目標額に対する9月末現在の進捗率が50%に達していない基金協会に対し回収状況の聴き取りを実施することとした。

(2) 取組の結果検証

- ① 令和4年度上半期（9月末）における求償権の回収実績は250百万円となっており、前年同時期比71%と前年度実績を下回っているが、これは、
  - ア 令和2～3年度において代位弁済額が低位で推移し、求償権残高が減少していることや、
  - イ 近年、無担保・無保証の案件に係る求償権が多く含まれ、回収が困難になっていることによるものと考えられ、協議方法の変更が影響しているものとは考えられない。
- ② 基金協会への聴き取りにおいても、今回の目標額の設定方法を見直したことにより回収額への影響はあったという意見はなく、むしろ事務処理の簡素化・効率化の観点から、今回の見直しを評価するとの意見があった。

表4 求償権回収目標協議と回収協議の実施状況

回収年度・時期		協議件数 (協会・支所 数)	当初見込年間額 (上段) 回収目標年間額 (下段) (百万円)	回収実績 (百万円)
2年度	4～9月	38	477	378
	10～3月	12	545	906
3年度	4～9月	38	446	354
	10～3月	4	544	793
4年度	4～9月	3	420	250
	10～3月	17	(同額)	—

(注) 上期は回収目標額の設定に係る協議、下期は回収進捗状況に係る協議。また、当初見込年間額(上段)は協会から当初提出された額、回収目標年間額(下段)は上期の回収目標額設定協議後の金額。

### (3) 今後の対応

今年度の取組の検証結果を踏まえ、今後については、

- ① 求償権の回収目標額の設定については引き続き今年度の対応を続けることとする  
が、回収実績の推移によっては対応を見直すことも必要となることから、定期的に  
検証を行うこととする。
- ② 令和4年9月末における回収目標に対する進捗率が50%に達していない基金協会  
・支所からヒアリングを行ったところ、下期(年末や年度末)に約定弁済されるもの  
が多く、9月末時点で進捗把握を行うことで回収の促進が図られるものではない  
ことが確認されたので、来年度からは省略することとする。

## 独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営規程

平成28年3月17日運営委員会決定

平成30年2月23日一部改正

令和元年9月25日一部改正

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。）第11条の2の規定に基づき漁業信用保険業務に置く運営委員会（以下単に「運営委員会」という。）の運営に関し、信用基金法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 運営委員会は、信用基金法第11条の2第2項及び第3項に規定する事項を処理する。

## (委員長)

第3条 運営委員会に委員長1人を置き、運営委員の互選により選任する。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する運営委員が、その職務を代理する。

## (招集)

第4条 運営委員会は、年2回委員長が招集する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

2 委員長は、理事長から要請があったとき又は運営委員の3分の1以上の要求があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

## (議事)

第5条 運営委員会は、委員長又は第3条第3項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員長は、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認めるときは、重要な事項を除き、適当と認める方法により、委員から意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運営委員会の議決とすることができる。

4 前項の規定により議決された事項については、委員長は次に開かれる運営委員会において、当該議決について報告するものとする。

(委員の欠席)

第6条 運営委員会を欠席する運営委員は、代理人を運営委員会に出席させ、又は他の運営委員に議決権の行使を委任することができない。

2 運営委員会を欠席する運営委員は、委員長を通じて、運営委員会に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。

(会議)

第7条 運営委員会の会議は、非公開とする。

(議事概要)

第8条 委員長は、運営委員会の終了後速やかに、当該運営委員会の議事概要を作成し、公表する。

2 議事概要には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 提出議案
- (4) 議事経過の概要及びその結果
- (5) 閉会の日時
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

3 第5条第3項の規定により議決を行った場合の議事概要には、議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。

(議事録)

第9条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、委員長及び委員長の指名する運営委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、漁業調整室漁業業務推進課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

%%